

第二十章 紀律、警察及び傍聴

第一節 紀律

四五〇 議員は、議場又は委員会議室においては互いに敬称を用いる

議員は、議場又は委員会議室においては互いに敬称として「君」を用いる。

四五一 議長は、議員の発言が法規に違ひその他議院の品位を傷つけるときは、注意を与え、発言を禁止し、又はその取消しを命ずる

議院の会議において、議員の発言が、議題の外にわたり若しくは発言の範囲を超えるとき、制限時間若しくは協定時間を超えるとき、無礼若しくは他人の私生活にわたるとき等法規に違ひその他議院の

規
第
二
〇
条

国
規
第
二
六
条

第
二
〇
条

第
二
〇
条

第
二
〇
条

品位を傷つけるときは、議長は、発言者に対し注意を与え、発言を禁止し、発言者の降壇を命じ、又は発言の取消しを命ずる。

参照 二六三号、二六八号、二六九号、二七二号、二七四号、二九七号、三八一号

四五二 国会法第二百二十条による処分要求の取扱いに関する例

議院の会議、委員会又は調査会において、侮辱を被った議員は、これを議院に訴えて処分を求めることができる。

処分要求の取扱いについて、第七十八回国会昭和五十一年十月十二日の議院運営委員会理事会において次のとおり決定した。

国会法第二百二十条による処分要求の取扱いについて

- 一、処分要求は、文書により理由を付して議長に提出する。
- 二、処分要求書が提出されたときは、議長はこれを議院運営委員会に諮問する。
- 三、議院運営委員会においては、まず理事会で協議し、処分を要するものについては、本委員会において被侮辱議員に対する陳謝、発言の取消等処分の内容を決定してこれを議長に答申する。

議長は、これに基づき処置をとる。

なお、従来、不穩当発言に対する処置については、ほとんど議院運営委員会の理事会で決定されていることにかんがみ、各会派に異議がない場合には、同理事会の決定で議長に答申することもあり得る。

四、議院運営委員会又は同理事会において処分を要しないと決したときは、その旨を議長に答申する。議長は、これに基づき処分を行わない旨を処分要求議員に通知する。

五、処分要求は、議院運営委員会が議長に答申するまでは、何時でも撤回することができる。

四五三 国会法第二百二十条による処分要求書が提出された例

第七十八回国会 昭和五十一年十月六日立木洋君から國務大臣稻葉修君に対する処分要求書が、議長に提出された。なお、本件は議院運営委員会理事会において協議されたが、結論を得るに至らなかった。

第四百四十五回国会 平成十一年八月十日平野貞夫君から円より子君に対する処分要求書が、議長に提出された。なお、本件は議院運営委員会理事会において協議されたが、結論を得るに至らなかった。

四五四 議員は、議場においては必ず上着を着用する

議員は、議場においては必ず上着を着用する。

(注) 第十回国会閉会後昭和二十六年八月十日の議院運営委員会において、議員は議場においては夏季であっても必ず上着を着けることとする従来慣行を確認した。

第百八十七回国会平成二十六年十月二十三日の議院運営委員会において、参議院規則第二百七条の精神を踏まえ、議場にふさわしい品位ある服装とすることとし、議場又は委員会議室に入る者は、参議院規則第二百九条において着用又は携帯が禁じられている帽子、外とう、襟巻、傘、つえの類に当たると疑義を持たれないようにする旨の申合せを行った。

四五五 夏季における院内の服装に関する例

夏季における院内の服装について、議院運営委員会理事会において申合せを行ったことがある。その主な例は次のとおりである。

第百六十二回国会 平成十七年五月三十一日の議院運営委員会理事会において、地球温暖化防止対

策等の観点から、夏季の期間中（毎年六月一日から九月三十日まで）、院内（委員会室を含む）においては上着、ネクタイを着用しないことを可とするが、議場においては従来のとおり必ず上着を着用する旨の申合せを行った。

第七十七回国会 平成二十三年四月二十七日の議院運営委員会理事会において、今般の電力需給逼迫に対応するため、五月一日から十月三十一日まで、院内（委員会室を含む）においては上着、ネクタイを着用しないことも可とするが、品位ある服装を心がけるものとし、議場においては従来のとおり必ず上着を着用する旨の申合せを行った。

第九十回国会 平成二十八年四月二十二日の議院運営委員会理事会において、地球温暖化防止対策等の観点から、五月一日から九月三十日まで、院内（委員会室を含む）においては上着、ネクタイを着用しないことも可とするが、品位ある服装を心がけるものとし、議場においては従来のとおり必ず上着を着用する旨の申合せを行った。

第九十六回国会 平成三十年四月二十六日の議院運営委員会理事会において、地球温暖化防止対策等の観点から、五月一日から九月三十日まで、院内（委員会室を含む）においては上着、ネクタイを着用しないことも可とするが、品位ある服装を心がけるものとし、議場においては従来のとおり必ず上着を着用することを確認し、十月の服装については政府が軽装を呼び掛けているこ

とに鑑み、各自の判断によるものとする旨の申合せを行った。

四五六 議場又は委員会議室においては、議長への届出又は議長

の許可により、歩行補助のためつえ等を使用することができる

議場又は委員会議室において、国会議員及び国会議員以外の出席者（国会議員でない国務大臣、政府特別補佐人、政府参考人、公述人、証人、参考人等）は、議長へ届け出て、これら以外の者は、議長の許可を得て、歩行補助のためつえを使用することができる。車椅子又は上履きを使用する場合も同様とする。また、つえ等の使用が長期にわたると考えられる場合には、会期中又は任期中の使用について届出をし、又は許可を受けることができる。

つえ等について会期中の使用を届け出た者又は許可された者は、閉会中における使用について改めて届出をし、又は許可を受けることを要しない。

参照 四五号

四五七 議場に國務大臣が秘書官等を帯同することを許可した例

第二十一回国会 昭和三十年一月二十二日鳩山内閣総理大臣から、歩行不自由のため、議員秘書を議場に帯同したい旨を申し出たので、議長は、これを許可した。以後第二十五回国会まで毎国会これを許可した。

同 昭和三十年一月二十三日重光外務大臣から、歩行不自由のため、秘書官を議場に帯

同 同したい旨を申し出たので、議長は、これを許可した。第二十二回国会にもこれを許可した。

第四十六回国会 昭和三十九年三月十二日賀屋法務大臣から、歩行不自由のため、秘書官及び議員秘書を議場に帯同したい旨を申し出たので、翌十三日議長は、これを許可した。

四五八 議長の許可なくして演壇に登った議員の降壇を命じた例

第十六回国会 昭和二十八年八月三日の会議において、「労働委員会で審査中の電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律案について、国会法第五十六条の三の規定により、同委員会委員長をして次会の本会議の劈頭に中間報告をさせ、報告時間を一時間以内とするこ

動議」の表決を記名投票により執行中、議長河井彌八君は、投票時間を制限し、制限時間に達した
ので投票箱の閉鎖を命じたが、多数の議員が登壇していたため、議長は、議員の降壇を命ずると
もに、衛視にその執行を命じた。衛視執行後、議長は投票の結果を報告した。
その他同例がある。

参照 三四五号

四五九 議場北側出入口の出入者に関する例

議場北側出入口から出入する者は、議長、副議長、事務総長、國務大臣、内閣官房副長官、副大臣、
大臣政務官、政府特別補佐人、衆議院の委員長又は発議者及び会議の事務を執る職員並びに議長が特
に必要と認め許可した者とするが、本院の職員又は國務大臣等の秘書官は、事務連絡のため一時出入
することができる。

参照 二三三号、三四二号

四六〇 議員は、その任期中議員記章を帯用する

議員には議員記章を交付し、議員は、その任期中これを帯用する。

なお、議員であつた者には、前議員記章を交付する。

四六一 議院に出入する者は、記章を帯用することを要する

議院に出入する者は、記章を帯用することを要する。

政府特別補佐人、会計検査院長、検査官、最高裁判所長官又はその指定する代理者には政府特別補佐人記章を、各官庁職員にはそれぞれ秘書官記章及び公務員記章を、新聞記者等には記者記章を、議員秘書には議員秘書記章を、各会派の事務員には政党事務員記章を、参議院職員には職員記章を、その他の者には所定の記章又は腕章を交付する。

なお、国会議員でない国務大臣等には政府特別補佐人記章を交付する。

(注) 議院の会議を傍聴する一般の者については、公衆傍聴券を交付し、公衆傍聴席に限つて出入を許可する。

また、議院内の参観を許可された者については、記章等を交付することなく、衛視がこれを導く。

参照 四七〇号—四七二号

五六二

四六一 議長は、議院の秩序保持のため、特に必要があると認め
たときは、面会者等の院内通行を制限し又は禁止する

議長は、議院の秩序保持のため、特に必要があると認めたときは、面会者等の院内通行を制限し又は禁止することがある。その主な例は次のとおりである。

第二十四回国会 昭和三十一年二月二十五日議長河井彌八君は、陳情を目的とする多数の面会希望者の院内通行について、議院の秩序を乱すおそれがあると認め、これを許可しなかつた。

同 昭和三十一年五月二十六日から同年六月三日までの間、地方教育行政の組織及び運営に関する法律案外一案の審議に際し、議長松野鶴平君は、議院の秩序を保持するため、議員、國務大臣、政府委員等に対する面会のための院内通行を禁止した。

第三十七回国会 昭和三十五年十二月九日議長松野鶴平君は、陳情を目的とする多数の面会希望者の院内通行について、議院の秩序を乱すおそれがあると認め、その数を代表三十名に制限し、これを許可した。

なお、大臣室又は各省政府控室における面会者等の数は、十名以内に制限するのを例とする。

参照 四六八号、四七三号

四六三 院内における録音、撮影等は、議長の許可を受けることを要する

院内において録音、録画又は映画若しくは写真の撮影等を行う場合には、議長の許可を受けることを要する。この場合、新聞社等は、一会期を通じての許可を受けることができる。

参照 四七五号

第二節 警察

四六四 議院警察権の範囲は、議事堂の囲障内とする

議院の紀律を保持するための内部警察の権は、議長がこれを行うが、議院警察権の範囲は、議事堂の

困障内とする。

四六五 衛視は、議院内部の警察を行う

衛視は、議長の指揮の下に、議院内部の警察を行う。衛視がその職務を執行するに当たっては、国会法及び参議院規則のほか、参議院傍聴規則、参議院記章規程、衛視執務規程等による。

四六六 議院において必要とする警察官は、議長の要求により召集の前日から派出されるのを例とする

議院において必要とする警察官は、議長の内閣に対する要求により、召集の前日から会期終了日の翌日まで派出されるのを例とする。

なお、議長は、閉会中においても必要に応じ警察官の派出を要求することがある。

四六七 議院に派出された警察官は、原則として議事堂外の警察 を行う

議院に派出された警察官は、議長の指揮の下に議事堂外の警察を行う。ただし、議長が特に必要と認め議事堂内の警察を行わせることがある。その例は次のとおりである。

第二十四回国会 昭和三十一年六月二日における議院内の混乱に際し、議長松野鶴平君は、衛視のみではその秩序を回復し議事の進行を図ることが困難と認め、特に内閣に対し五百人の警察官の派出を要求し、これを議事堂内に入れ秩序の回復に当たらしめた。その際、警棒及びけん銃は取り外させた。なお、同日の会議において、「文教委員会で審査中の地方教育行政の組織及び運営に関する法律案及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案について、直ちに文教委員長の間報告を求めることの動議」を記名投票をもって採決するに当たり、演壇及び議長席周辺が混乱に陥ったため、議長は、警察官二十人を議場に入れた。議長は、秩序回復後直ちに警察官の退場を命じた。

四六八 院内において秩序を乱した者を院外に退去させ又は警察

官庁に引き渡した例

議員以外の者が議院内部において秩序を乱したときは、議長は、これを院外に退去させ、必要な場合は警察官庁に引き渡すことがある。その主な例は次のとおりである。

(一) 院外に退去させた例

第十九回国会 昭和二十九年五月十三日議員控室において、議員に面会した者が、その後、当該議員から退去を求められたにもかかわらずこれに応じなかったので、衛視がその面会人を院外に退去させた。

(二) 警察官庁に引き渡した例

第十九回国会 昭和二十九年四月十六日議事堂屋上に不法侵入した者が、懸垂幕を掲げ、文書を散布して議院内の秩序を乱したので、衛視がこれを拘束し、議長河井彌八君の命により、警察官庁に引き渡した。

参照 四六二号、四七四号

第三節 傍聴

四六九 傍聴席は、皇族席、貴賓席、外国外交官席、衆議院議員席、公務員席、公衆席及び新聞記者席に分ける。

傍聴席は、皇族席、貴賓席、外国外交官席、衆議院議員席、公務員席、公衆席及び新聞記者席に分ける。

参照 五五三号―五五五号

四七〇 議員紹介の公衆傍聴券は、会議の当日議員に交付する

一般の公衆傍聴券は、会議の当日先着順により交付する

議員紹介の公衆傍聴券は、会議の当日各議員に一枚ずつこれを交付する。

一般の公衆傍聴券は、会議の当日先着順によりこれを交付する。

(注) 参議院傍聴規則は十歳未満の児童は特に許可があった場合に限って傍聴できる旨定めているが、第百九十六

回国会平成三十年七月三日の議院運営委員会理事會において、保護者等が同伴する十歳未満の小学生は原則として傍聴を許可すること、小学生未満の者や十歳未満の小学生の団体は議長の許可を得る旨の決定があった。

参照 四六号、四六一号

四七一 會議の短時間傍聴に関する例

議員の紹介がある団体については、その希望により、會議の短時間傍聴を認める。この場合の公衆傍聴券は、各団体の代表者に一枚ずつこれを交付する。

(注) 第九十四回国会閉會後昭和五十六年九月二十二日の議院運営委員会理事會において、本院の參觀を希望する団体が會議のため參觀できないときに、參觀に代えて會議の傍聴を希望する団体については、傍聴時間指定(十五分乃至三十分)の傍聴を認めることとし、その手続は簡略にすることを決定した。

参照 四六一号

四七二 外国外交官傍聴券及び公務員傍聴券は、一会期通用のも

のを交付する

新聞記者等については、議院が交付する記者記章により

傍聴を認める

外国外交官傍聴券及び公務員傍聴券は、その申出により、毎会期の始めに一会期通用のものを交付する。

新聞記者等については、傍聴章を交付することなく、別に議院が交付する記者記章により傍聴を認める。

参照 四六一号

四七三 議長が必要と認めるときは、傍聴人の数を制限する

議長は、秩序保持のため、特に必要があると認めるときは、傍聴券の発行を制限し、又は傍聴券を所

持する者でも傍聴を許さないことがある。その例は次のとおりである。

(一) 傍聴券の発行を制限した例

第十三回国会 昭和二十七年七月二日議長佐藤尚武君は、特に必要があると認め、同日の会議（破壊活動防止法案外二案の審議）の一般の公衆傍聴券の発行を三十枚に制限した。

(二) 傍聴券を所持する者の傍聴を許さなかつた例

第十回国会 昭和二十六年二月十九日公衆傍聴券を所持した者のうちに酒気を帯びた者があつたので、衛視はこの者の傍聴を許さなかつた。

その他同例がある。

参照 四六二号

四七四 傍聴人が傍聴規則に違反するときは、これを制止し、又は退場させ、必要な場合は、これを警察官庁に引き渡す

傍聴人は、国会法、本院規則及び議長の定めた傍聴規則を遵守することを要するが、これに違反し議事の妨害をしたときは、これを制止し、又は退場させ、必要な場合は、これを警察官庁に引き渡す。

その例は次のとおりである。

(一) 退場させた例

第七回国会 昭和二十五年四月三日の会議において、昭和二十五年度一般会計予算外三案の表決を記名投票により執行中、公衆傍聴席の傍聴人が大声を發して議事を妨害したので、衛視はこれを退場させた。

第十九回国会 昭和二十九年五月十四日の会議において、義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する法律案外一案の討論中、公衆傍聴席の傍聴人が拍手したので、衛視がこれを制止したが、なお拍手を続け議事の妨害をしたので、これを退場させた。
その他同例がある。

(二) 警察官庁に引き渡した例

第二百十回国会 平成三年一月三十日の会議において、国務大臣の演説に対する質疑中、公衆傍聴席の傍聴人二名が議場へ靴を投げ込み、議事の妨害をしたので、衛視がこれを退場させ、議長土屋義彦君の命により、警察官庁に引き渡した。

第四百十回国会 平成九年四月十七日の会議において、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する

協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法の一部を改正する法律案の討論中、公衆傍聴席の傍聴人が、大声を発してビラをまき、横断幕を張り、ゼッケンを着け、議事の妨害をしたので、議長齋藤十朗君の命により、衛視がこれらの傍聴人二十一名を退場させ、警察官庁に引き渡した。

第百八十五回国会 平成二十五年十二月六日の会議において、特定秘密の保護に関する法律案の討論中、公衆傍聴席の傍聴人が議場へ靴を投げ込み、議事の妨害をしたので、衛視がこれを退場させ、議長山崎正昭君の命により、警察官庁に引き渡した。

参照 四六八号

四七五 議院の会議の実況を中継放送するときは、議長の許可を受けることを要する

議院の会議の実況をラジオ又はテレビジョンにより中継放送するときは、その都度許可願を議長に提出し、許可を受けることを要する。

なお、その他院内からラジオ又はテレビジョンの中継放送をするときも、同様とする。

参照 四六三号

第二十章 紀律、警察及び傍聴

第三節 傍聴

(四七五)

五七三